

令和3(2021)年度栃木県青年農業者国内研修実施要領

1 目的

現在のコロナ禍において、海外短期派遣研修事業の実施が困難であることから代替事業として国内視察研修を実施し、意欲ある青年農業者等が AI や ICT を活用したスマート農業及び最先端の技術等に触れ、さらに優良経営体の事例を学ぶことにより、自らの経営発展の参考とすることを期待する事業である。

2 主催

公益財団法人 栃木県農業振興公社

3 後援

栃木県

4 派遣時期

令和3(2021)年10月25日～10月27日、3日間

(なお、新型コロナウイルスの感染状況によって中止することもある)

5 視察先

愛知県、静岡県、山梨県の先進農業経営体及び施設等

6 派遣人員

研修生15名、役員2名

7 派遣研修の主な内容

新型コロナウイルス感染防止対策を実施しながら、国内におけるスマート農業や最先端の技術、全国表彰を受けた農業経営体の優良事例の視察等を行う。

8 日程

別紙のとおり

9 応募者の資格

(1) 研修生

ア 令和3年4月1日現在、18歳から44歳で、かつ、栃木県内に就農している者若しくは将来的に栃木県内へ就農することに強い意欲を持っている学生等（高校生は除く）であって、研修後も農業の担い手として期待できる者であり、市町長の推薦を受けた者。

イ 心身ともに健康で協調性に富み、計画に従って規律ある団体行動ができる者。

ウ 過去に公費による海外研修等に参加した者にあっては、研修終了後2か年を経過していること。

10 応募の方法及び手続き

(1) 研修生

ア 次の関係書類に必要事項を記入し、原則として本人の居住する市町（農務担当課）

に、農業法人勤務者にあつては法人所在地の市町（農務担当課）に、令和3(2021)年8月20日（金）までに申し込む。

- ・ 令和3(2021)年度栃木県青年農業者国内農業先進地視察研修参加申込書（別紙様式－1号）。

イ 申し込みを受理した市町は、提出された書類と推薦書（別紙様式－2号）を添えて令和3(2021)年8月31日（火）までに、農業振興事務所に提出する。

ウ 農業振興事務所長は、意見書（別紙様式－3号）を付し、令和3(2021)年9月8日（水）までに公益財団法人栃木県農業振興公社理事長（以下「理事長」という。）に提出する。

1.1 研修生の決定

(1) 理事長は、推薦された者を対象に書類の審査により研修生を決定する。

但し、応募者が定員を超えた場合は面接を行うこととする。

(2) 研修生の決定については、本人及び関係機関に通知する。

(3) 通知を受けた研修生は、次の書類を事前研修までに理事長に提出しなければならない。

令和3(2021)年度栃木県青年農業者国内研修参加誓約書（別紙様式－4号）

(4) 研修生として決定された者が、派遣前及び派遣の途中において派遣者として不適当と認めるときは、研修生としての資格を取り消すことがある。

(5) 派遣の途中に研修生としての資格を取り消された者は別に定めるところにより処理する。

1.2 今後の予定

| 区 分 | 月 日 | 場 所 | 内 容 |
|----------------------|------------------------|-------|----------------------|
| 研 修 生 等 選 考 会 | 令和3(2021)年 9月 14日 (火) | 宇都宮市内 | 面接等、定員超過の場合 |
| 事 前 研 修 会 式 結 団 式 | 令和3(2021)年 10月 13日 (水) | 宇都宮市内 | 視察先の概要 研修テーマについて等 |
| 事 後 研 修 会 式 解 団 式 | 令和3(2021)年 11月 19日 (金) | 宇都宮市内 | 研修の成果及び今後の取組 |

1.3 報告

研修生は、研修の成果を別に定めるところにより理事長に報告するものとする。

1.4 研修負担金

- (1) 研修負担金は、別に定めるものとする。
- (2) 研修負担金は令和3(2021)年9月30日(木)までに下記口座に振り込むものとする。
- (3) 研修負担金には、本人の責に帰すべき疾病、事故等による治療費は含まれない。
- (4) 振込先

| | |
|---------|---|
| 振込先金融機関 | 足利銀行 宇都宮西支店 |
| 口座番号 | 普通預金 2580175 |
| 名義人 | 農業青年海外派遣研修実施委員会 事務局長 田代 隆夫 (タシロ タカオ) |
| 住所 | 宇都宮市一の沢2-2-13 (栃木県農業振興公社内) |

1.5 その他

- (1) 本要領のほか必要な事項については、別に定めるものとする。
- (2) 本研修事業の旅行業務については、旅行会社(バスツアーを実施している会社)に委託する。
- (3) 本研修事業に要する経費については「農業後継者育成確保基金」から支援する。